

## 中頓別町農業委員候補者の募集案内（再募集）

農業委員会等に関する法律により、次期改選期の農業委員候補者を下記のとおり募集（再募集）します。

### 1 募集の内容

- (1) 募集人数 7人（中立委員を含む）
- (2) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）
- (3) 身分 中頓別町特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 年額216,000円  
(会長336,000円、会長職務代理者222,000円)

### 2 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会における、農地の権利移転や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

### 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 中頓別町が設置する農業委員会以外の附属機関等の委員等
- (5) 中頓別町の職員

### 4 推薦及び応募の方法

所定の届出書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行から3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、持参又は郵送により、中頓別町農業委員会事務局まで提出してください。

- (1) 届出書様式
  - ・個人（農業者等3名以上）による推薦 【様式1】【様式3】【様式4】
  - ・法人、農業関係団体等による推薦 【様式2】【様式3】
  - ・個人による応募 【様式5】
- (2) 受付期間

令和8年4月1日（木）から4月27日（月）まで【期間内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※募集状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、中頓別町公式ホームページにてお知らせします。

### (3) 募集案内及び届出書の入手方法

募集案内及び届出書は、中頓別町公式ホームページからダウンロードできるほか、中頓別町農業委員会事務局窓口にも備え付けています。

## 5 情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に届出者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 被推薦者又は応募者の数及びそのうち認定農業者の数

## 6 選考方法

候補者が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、中頓別町農業委員候補者評価委員会において書類審査等を実施し、その評価結果を参考に町長が選考し、中頓別町議会の同意を得た上で、農業委員を任命します。

選考には、法令により、認定農業者が全体の過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員～農業に従事していない者）を含めること、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮（女性、青年農業者への呼び掛け）しなければならないこと等の規定があります。また、法令を遵守し、公正にその職務を適切に行うことができるなどを総合的に勘案して選考を行います。

## 7 注意事項

- (1) 提出された届出書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

## 8 届出書の提出先及び問合せ先

〒098-5595

枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6

中頓別町農業委員会事務局【中頓別町役場内】

電話 01634-6-1111（代表）

中頓別町公式ホームページ <http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/>